

## 可燃ごみの搬入方法についてご注意ください

葛尾組合が行っている千曲市・坂城町管内の可燃ごみの処理は、令和4年4月1日から千曲市に建設中の長野広域連合B焼却施設（仮称）へ移行することとなっていました。新型コロナウイルス感染症の影響から、施工期間が2ヶ月延長されることになりました。葛尾組合焼却施設での受入れは、令和3年10月8日をもって終了となることから、一部を除き10月11日から11月30日までの可燃ごみの処理は、一時的に「ながの環境エネルギーセンター」において行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。なお、一般持込として個人等が直接搬入するものについては、葛尾組合で受付・一時保管し、葛尾組合が「ながの環境エネルギーセンター」へ搬出します。また、12月1日からはB焼却施設で試運転が開始されることから、管内の可燃ごみは一部を除きB焼却施設へ搬入していただくこととなりますのでご承知ください。この際、個人で持込む可燃ごみについては、市町の指定袋に入れたものにつきましても、20 kgごとに400円の処理手数料がかかりますのでご注意ください。（千曲市の家庭系、事業系は12月17日までは「ながの環境エネルギーセンター」、20日からは「B焼却施設」への搬入となります。）

## 料金カードの残金をご確認ください

現在、葛尾組合でご利用いただいている料金カードは、令和3年9月30日をもって使用を終了する予定でしたが、上記の理由により使用期間を2ヶ月延長し令和3年11月30日までとします。

料金カードはB焼却施設では使用できませんので、残額をご確認のうえ、当組合の受入れが終了する令和3年11月30日までの間に使い切るようにしてください。

なお、料金カードに残金が生じた場合は返金できませんので予めご了承ください。

## 葛尾組合へ持ち込む可燃ごみ減量のご協力について

10月11日から11月30日まで葛尾組合で受け付ける、個人等が一般持込する可燃ごみの処理は、当組合のごみ焼却施設での焼却が終了しており、ごみピットへの投入ができないことなどから、プラットホーム等においてコンテナへの積替えによる一時保管を行い、当組合が「ながの環境エネルギーセンター」へ搬出することになります。当組合から搬出できるごみの量には限りがあるため、日々のごみの積み残しが懸念されます。

つきましては、家庭から出るごみはできるだけ指定袋により地区の収集所に出していただく、事業所等のごみは更なる資源物の分別をいただくなど、葛尾組合へ搬入する可燃ごみの量の縮減にご理解・ご協力をお願いします。

なお、ごみを搬入する車からコンテナへの積替えは、搬入される方に行ってくださいますので、できるだけ袋等に入れてお持ちくださいますようお願いいたします。

■ご不明な点は、お問い合わせください。

